



平成30年9月14日
海上保安庁

7、8月の海難発生状況（速報値） （マリンレジャー関連事故）

- ◆ プレジャーボート等の船舶事故隻数：269隻、死者・行方不明者数：4人
 - 海難種類別では、運航不能の175隻が最も多く、全体の約7割
 - 船舶事故隻数269隻のほか、インシデントは81隻
- ◆ マリンレジャー活動に伴う人身事故者数：305人、死者・行方不明者数：100人
 - 活動内容別では、遊泳中の166人が最も多く、全体の約5割
 - 人身事故者305人のほか、その他の人身に係るトラブル151人

●マリンレジャー活動に伴う人身海難の特徴

- ✓ トーイング遊具、SUPによる人身海難が過去平均に比べ多く発生
- ✓ ハイドロフライトデバイスによる初の死亡事故の発生

- ★「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいいます。
- ★「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。
- ★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。
- ★「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。
- ★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気を除く）が発生しなかった海難をいいます。
- ★「トーイング遊具」とは、水上オートバイ等に曳航されるバナナボート等の遊具をいいます。
- ★「SUP（スタンドアップパドルボード）」とは、ボードの上に立ち、パドルを使用して漕ぐ遊具をいいます。
- ★「ハイドロフライトデバイス」とは、水上オートバイのジェット噴流を利用して、空中に浮遊する遊具の総称をいいます。

【参考】

本期間中における民間救助機関のみによる救助隻数を除いた船舶事故及びインシデント隻数（昨年までの計上方法）の合計は226隻です。

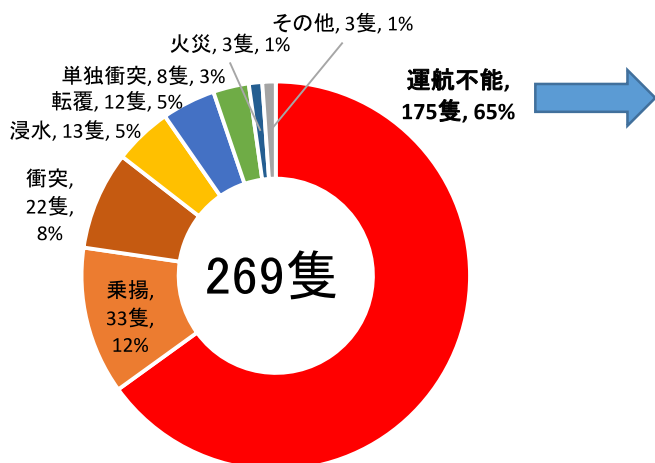
過去5年間の7、8月における船舶事故及びインシデント隻数等の推移

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
船 船	プレジャーボート等の海難隻数(隻)	266	257	262	222	226
	死者・行方不明者数(人)	2	2	5	1	4
人 身	マリンレジャー活動に伴う海難者数(人)	390	440	473	388	456
	死者・行方不明者数(人)	102	123	140	119	103

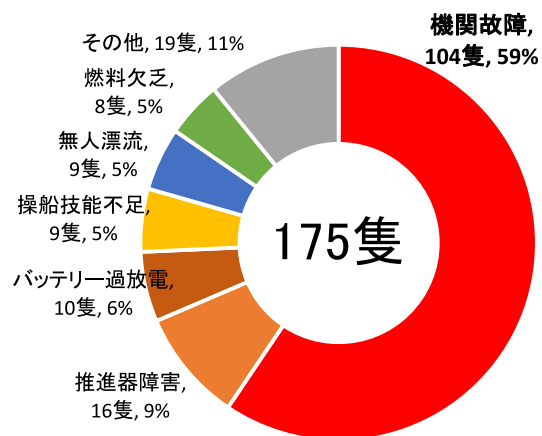
（民間救助機関のみにより救助した事故を除く）

プレジャーボート等の海難種類別発生状況

【海難種類別発生状況】

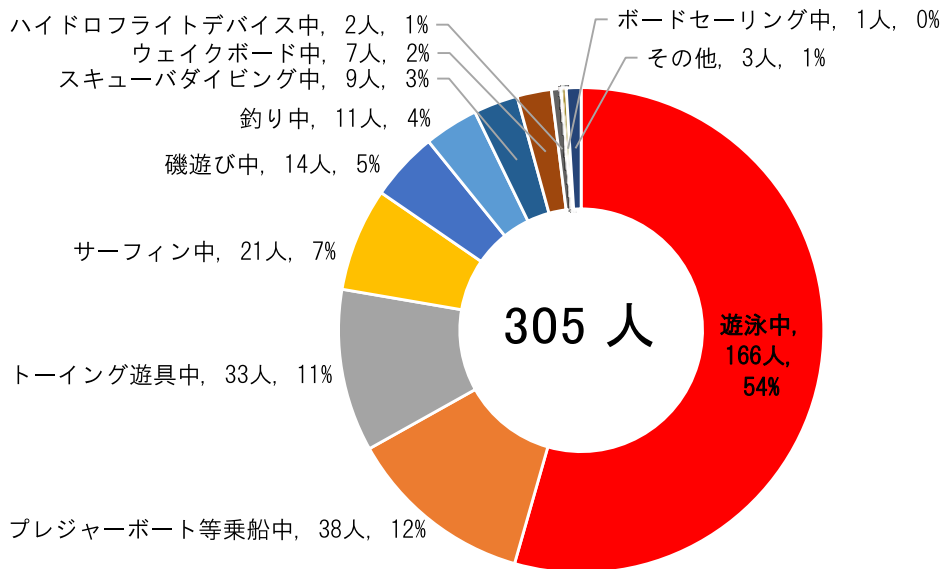


【航行不能詳細】



- 航行不能の175隻が最も多く、全体の約7割
- 航行不能のうち、機関故障を原因とする事故が約6割

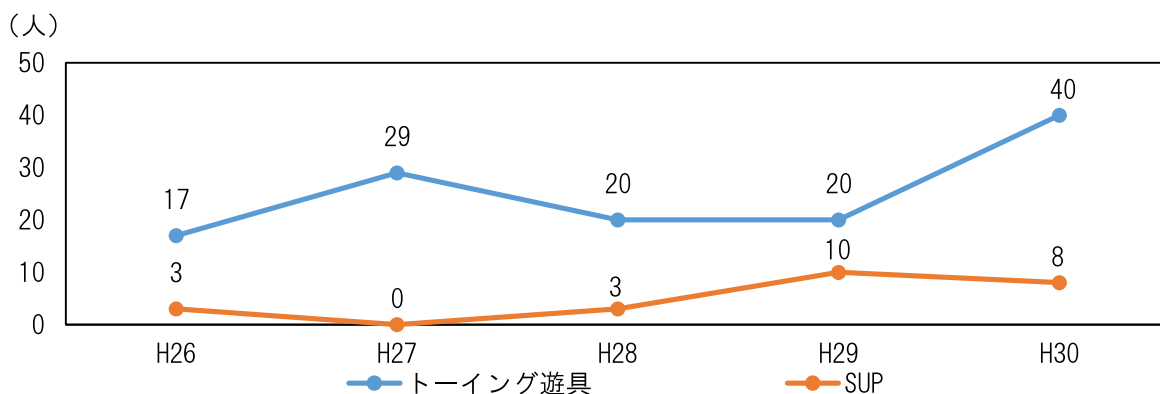
マリレジャー活動に伴う人身事故の活動内容別事故発生状況



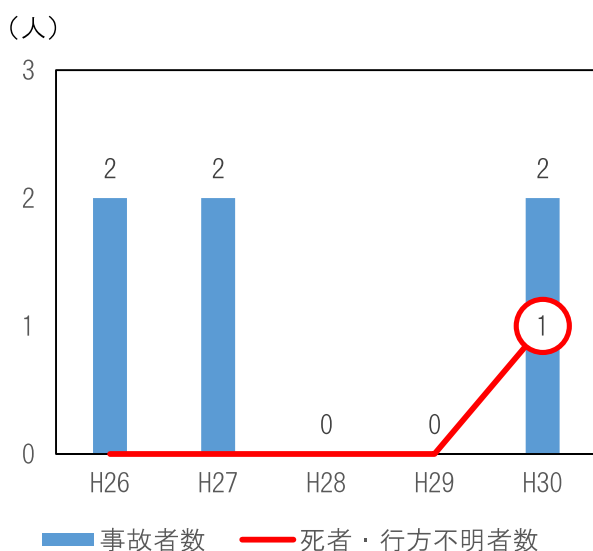
- 遊泳中の事故が最も多く、全体の約5割

マリレジャー活動に伴う人身海難の特徴

○トーイング遊具、SUPによる人身海難が過去平均に比べ多く発生



○ hidroflite デバイスによる初の死亡事故の発生



8月26日、香川県坂出市櫃石島沖において、事故者は友人とフライボードを使用して遊技中、海中岩場にホースが絡まり海中に落下し溺水した。友人により救助され、病院に搬送されたが死亡が確認された。

【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数も計上することとしています。

本期間中においては、船舶事故隻数 269 隻のうち、100 隻が民間救助機関のみにより救助されています。（インシデントにおいては、81 隻のうち 24 隻が民間救助機関のみによる救助）